

【 手術 】

104 真皮縫合加算の算定について

《令和6年3月29日》

○ 取扱い

次の部位に対するK000 創傷処理及びK000-2 小児創傷処理（6歳未満）の真皮縫合加算の算定は、原則として認められない。

- (1) 眼瞼
- (2) 趾
- (3) 手掌

○ 取扱いを作成した根拠等

真皮縫合加算については、厚生労働省告示^{*1}に「真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合は、露出部の創傷に限り460点を所定点数に加算する」と規定され、同通知^{*2}に「「露出部」とは、頭部、頸部、上肢にあつては肘関節以下及び下肢にあつては膝関節以下をいう。」と示されている。

皮膚は、表面より表皮・真皮・皮下組織の3層に分けられる。創傷の縫合においては、術後癒痕拘縮を来さないようにすることが必要であり、創離開防止目的で皮下組織と一部真皮にかかる埋没縫合を行っている。しかし、趾の創傷、手掌面においては、真皮の知覚神経損傷を来さない配慮が必要であり、また眼瞼においては真皮層が薄く、通常これらの部位では真皮縫合を行うことはない。

このため、これらの部位に対するK000 創傷処理及びK000-2 小児創傷処理（6歳未満）の真皮縫合加算の算定は、原則として認められないと判断した。

なお、指に対する取扱いについては、以下のとおり既に審査情報提供を行っている。

【取扱い】

指にあつては、真皮縫合加算は認められない。
（審査情報提供事例（平成18年3月27日））

(※1) 診療報酬の算定方法

(※2) 診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について